労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 11 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

京都府	日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会北野診療所、社会医療法人西陣健康会出町訪問看護ステーション、特定医療法人健康会京都南病院、特定医療法人健康会新京都南病院、特定医療法人健康会第二南診療所、特定医療法人健康会内浜診療所、特定医療法人健康会せんぼん診療所、特定医療法人健康会西京極診療所、特定医療法人健康会三栖診療所、特定医療法人健康会伏見診療所、特定医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、特定医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人太秦病院、社会医療法人うずまさ診療所、社会医療法人うずまさ第二診療所、社会医療法人うずまさ鍼灸治療院、社会医療法人うずまさ訪問看護ステーション、財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、医療法人清仁会洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治おうばく病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会おうばく駅前内科クリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人医誠会京都ルネス病院、医療法人医誠会訪問看護ステーション「コスモス」、特定医療法人福知会もみじヶ丘病院、特定医療法人クリニック「まほら」、特定医療法人クリニック「もみじ」、公益財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、医療法人三青園たちばな診療所、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合四条診療所、京都医療生活協同組合河原町診療所、京都医療生活協同組合駅前診療所、財団法人京都工場保健会診療所、財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、財団法人御池保健センター、財団法人壬生保健センター、財団法人京都予防医学センター、財団法人京都予防医学センター丹後支所、浅田鳥羽健診クリニック、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社日本医学臨床検査研究所、株式会社日本医学臨床検査研究所舞鶴支所、医療法人葵会待鳳診療所、医療法人葵会待鳳歯科診療所、医療法人葵会上賀茂診療所、医療法人葵会かも川診療所、医療法人葵会紫野診療所、みつばち薬局待鳳店、みつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、上京診療所、仁和診療所、仁和診療所歯科、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療所、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、京都民医連かみの診療所、京都民医連かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーション太秦安井、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院付属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、すこやか薬局東山店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションどんぐり、公益法人京都労働災害被災者援護財団京都城南診療所、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科及び乙訓医療生活協同組合医誠会診療所
兵庫県	財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

公　告

諮　事　項

工場財団

秋田市山王七丁目９番42号**株式会社秋田放送**の工場財団に秋田市山王七丁目118番地秋田放送デジタル放送設備の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 11 日　　秋田地方法務局

鳥取市千代水四丁目40番地**株式会社白兎環境開発**の工場財団に鳥取市千代水四丁目40番地株式会社白兎環境開発本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 11 日　　鳥取地方法務局

道路交通事業財団

北海道札幌市白石区流通センター五丁目１番１号**北海道トラックターミナル株式会社**の道路交通事業財団に北海道札幌市白石区流通センター五丁目１番１号札幌トラックターミナルの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 11 日　札幌法務局白石出張所

有権者申出方

元当局所属公証人小野公夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年３月 11 日　　岡山地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成25年２月28日に戒告の処分を行ったので，同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年３月 11 日

前橋地方法務局長　塩澤　　隆

記

氏名　松本　貴之

所属する司法書士会　群馬司法書士会

登録番号　群馬第453号

事務所の所在地　群馬県邑楽郡板倉町大字除川1140番地１

違反行為　会則違反

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年２月28日から１年６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年３月 11 日

千葉地方法務局長　加藤　三男

記

氏名　亀野　裕之

所属する司法書士会　千葉司法書士会

登録番号　千葉第864号

事務所の所在地　千葉県船橋市本町１丁目25番18号ジーリオ船橋３Ｆ

違反行為　他人による業務取扱いの禁止違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成25年３月１日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年３月 11 日

福岡法務局長　田村　隆平

記

氏名　大賀　義隆

所属していた司法書士会　福岡県司法書士会

登録番号　福岡第1331号

事務所の所在地　福岡市博多区博多駅南２丁目８番16―207号

違反行為　職務上請求書の不正使用、みなし退会後の業務行為、調査への非協力